

はじめに— J R 東海認知症事件最高裁判決について—

【はじめに】

本書の原稿脱稿後、最高裁判所第三小法廷平成28年3月1日判決（平成26年（受）第1434号、第1435号損害賠償請求事件。以下「本判決」といいます。）が下されました。本判決は法定監督義務者の範囲、事実上の監督者に該当するか否かの判断基準を示す等、今後の実務に大きな影響を与えるとともに、本書の内容にも影響を与えるものです。そこで、以下、本判決を紹介した上で今後の実務に与える影響について検討するとともに、本書の内容に影響を及ぼす部分についても言及することにします。

【訴訟の経緯】

本件は、認知症に罹患したA（男性、当時91歳）が駅構内の線路に立ち入り、列車に衝突して死亡した事故（本件事故）に関し、鉄道会社Xが、Aの妻であるY₁（当時85歳）及びAの長男であるY₂に対し、民法709条又は714条に基づき損害賠償請求をした事案です。第1審（名古屋地判平25・8・9判時2202・68）はY₁につき民法709条に基づき、Y₂につき民法714条2項の準用によりそれぞれ責任があるとして両名に対する請求を全部認容し、原審（名古屋高判平26・4・24判時2223・25）は、Y₁につき民法714条の法定監督義務者であるとして請求を一部認容し、Y₂については請求の全てを棄却しました。

そこで、X及びY₁の双方が上告しました。

【事案の概要】

1 A（男性、大正5年生まれ）とY₁は、昭和20年に婚姻し、両者の間には4人の子がいる。Aは平成12年頃より認知症の症状を呈するよ

うになった。平成14年、Yら及びY₂の妻B等で話合いをし、当時80歳と高齢のY₁1人でAの介護をするのは困難との理由で、Bが自宅のある横浜市からAの自宅の近隣に転居し、Y₁によるAの介護を補助することを決めた。Y₂は、横浜市に居住し東京都内で勤務していたが、この話合いの後には、1か月に1、2回程度Aの自宅のある市で過ごすようになり、本件事故直前には1か月に3回程度Aの自宅を訪問し、BからAの状況について報告を受けていた。

2 Aは、平成15年3月、平成14年10月にはアルツハイマー型認知症に罹患していたとの診断を受け、この頃より、福祉施設に通うようになり、本件事故当時は週6回の頻度で通っていた。福祉施設に行かない日は、Bが朝からAの就寝までAの自宅で介護等を行っていた。

3 Aは、本件事故までの間に、1人で外出して保護されたことが2度あった。

4 Y₂は、これを受けて、自宅玄関付近にセンサー付きチャイムを設置した。事務所出入口（自宅には自宅部分と事務所部分とがあり、双方に玄関があった。）については、以前よりセンサー付きチャイムを設置していたが、本件事故当日まで電源は切られたままであった。

5 Aは、平成19年2月、要介護4の認定を受けた。

これを受けてYらは会議を行い、特別養護老人ホームへの入所も検討したが、C（Aの娘で介護実務に精通している。）の意見もあり、在宅介護を続けることに決めた。

6 Aは、本件事故当日、福祉施設より帰宅し、A、Y₁及びBが一緒に事務所部分で過ごし、Bは、Aが排尿したダンボール箱を片付けるため自宅玄関に移動し、AとY₁が2人きりになった。Y₁がまどろんでいたところ、Aが1人で事務所部分から外出し、本件事故が発生した。

【裁判所の判断】

- 1 (民法714条1項の法定監督義務者につき) 精神上的の障害による責任無能力者については、平成11年法律第65号による改正前の精神保健福祉法22条1項により自傷他害防止監督義務が定められていた保護者や、平成11年法律第149号による改正前の民法858条1項により禁治産者に対する療養看護義務が定められていた後見人が挙げられる。しかし、自傷他害防止監督義務は、上記改正により廃止された(なお、保護者制度そのものが平成25年法律第47号により廃止された)。また、後見人の禁治産者に対する療養看護義務は、平成11年法律第149号による改正後の民法858条において成年後見人がその事務を行うにあたっては成年被後見人の心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない旨の身上配慮義務に改められた。身上配慮義務は、成年後見人が契約等の法律行為を行う際に成年被後見人の身上に配慮すべきことを求めるものであって、成年後見人に対し事実行為として成年被後見人の現実の介護を行うことや行動を監視することを求めるものと解することはできない。そうすると、平成19年当時において、保護者や成年後見人であることだけでは直ちに法定の監督義務者に該当するということはできない。

- 2 民法752条(夫婦の同居、協力及び扶助の義務)は、夫婦間において相互に相手方に対して負う義務であって、第三者との関係で何らかの作為義務を課すものではなく、同居の義務はその性質上履行の強制をすることができないものであり、協力の義務もそれ自体抽象的なものであり、扶助の義務から直ちに第三者との関係で相手方を監督する義務を基礎付けることはできない。そうすると、同条の規定をもって同法714条1項にいう責任無能力者を監督する義務を定めたものということはできず、他に夫婦の一方が相手方の法定の監督

第2章 未成年者

Q 14

責任能力のない未成年者の法定監督義務者とは具体的にどのような人のことをいうのでしょうか。また、法定監督義務者はどのような監督義務を負っているのでしょうか。

A

法定監督義務者には、親権者、親権代行者及び未成年後見人等が該当します。未成年者の法定監督義務者は、具体的状況の下における危険な行為を防止する義務のみならず、未成年者の生活全般に対する包括的な監督義務も負います。

解説

1 未成年者の法定監督義務者とは

未成年者の法定監督義務者としては、当該未成年者の親権者（民818・820）、監護者（民766）、親権代行者（民833）、未成年後見人（民857）、児童福祉施設の長（児福47）などがこれにあたります。

2 監督義務の内容

法定監督義務者は、未成年者の不法行為による損害賠償責任を負います（民714①本文）。

ただし、法定監督義務者が①監督義務を怠らなかった、又は②監督義務を怠らなくても損害が生ずべきであった場合は、免責されます

(民714①ただし書)。免責事由の立証責任は、法定監督義務者にあります(大判昭18・4・9民集22・255)。

法定監督義務者は、監督義務の内容として、具体的状況の下における危険な行為を防止する義務のみならず、未成年者の生活全般に対する包括的な監督義務も負います。後者の内容は広範にわたるため、未成年者の法定監督義務者がかかる義務を怠らなかったとして免責されることは極めてまれなことであると一般的に解されています。

3 最高裁平成27年4月9日判決の登場

最高裁平成27年4月9日判決(判時2261号145頁)は、当時11歳の未成年者の蹴ったサッカーボールが校庭から路上に転がり出たところ、このボールを避けようとしたバイクを運転していた高齢者が転倒、負傷し、その後死亡した事件において、未成年者の法定監督義務者について、民法714条1項の監督義務を怠らなかったことを理由に監督義務違反を認めていた1審、2審判決を取り消す判決を下しました([事例13]参照)。

同判決の評釈において、菊池絵理裁判官は、未成年者の法定監督義務者が監督義務を尽くしていたか否かは、①責任無能力者の生活全般についてその身上を監護し教育すべき義務としての一般的な監督義務の観点、②当該事故の態様・性質等に即したものとして、危険発生の予見可能性ある状況下で権利侵害結果を回避するため必要とされる行為をすべき義務としての具体的な監督義務の観点の双方から検討すべきと述べています(法律のひろば2015年7月号61頁)。

このような観点から監督義務違反について検討すべきことは従前より指摘されてきました。しかし、具体的な事例において、法定監督義務者の監督義務違反が否定される例は極めてまれでした。そこで、上記最高裁判決が今後の実務に及ぼす影響は大きいものと思われます。

[13] 小学校6年生（11歳11か月）の男児が校庭で蹴ったサッカーボールにつきバイク運転中の被害者がこれを避けようとして転倒した場合において、男児の両親に民法714条1項ただし書の免責を認めて、原判決及び1審判決を取り消した上で、被害者の加害者に対する損害賠償請求を認めなかった事例

（最判平27・4・9判時2261・145）

事例の概要

◆関係者等

Xら（原告）：Bの相続人

Yら（被告）：Aの両親

A：加害者（小学校6年生、11歳11か月）

B：被害者（85歳の男性）

◆事案の概要

Aは、小学校の校庭で友人たちとともに、サッカーボールを用いて、ゴールに向かってフリーキックの練習をしていた。ゴールは、校庭の南端近くにあつて、ゴールの後方約10メートルの場所に門扉があり、その左右には校庭の南端に沿ってネットフェンスが設置されていた。校庭の南側には幅約1.8メートルの側溝を隔てて道路があり、門扉と道路との間には橋が架けられていた。

Aがゴールに向かってボールを蹴ったところ、ボールが校庭から門扉の上を越えて橋の上を転がり、道路上に出た。折からその道路を自動二輪車を運転して進行してきたBは、ボールを避けようとして転倒

し(本件事故)、左脛骨骨折等の傷害を負い、その後入院中に死亡した。

そこで、XらがYらに対して、民法714条1項に基づき損害賠償請求をしたところ、1審及び原審共にYらの責任を認めて一部認容した。そこで、Yらが上告受理申立てをした。

判断の根拠（裁判所の判断）

<争点>YらがAに対する監督義務を怠らなかったかどうか

Aがゴールに向けてサッカーボールを蹴ったことは、ボールが道路に転がり出る可能性があり、道路を通行する第三者との関係では危険性を有する行為であったといえることができるが、Aは、友人らと共に、開放されていた校庭で、使用可能な状態で設置されていたゴールに向かってフリーキックの練習をしていたものであり、この行為自体は校庭の日常的な使用方法として通常の方法である。

また、ゴールにはゴールネットが張られ、その後方には門扉及びネットフェンスが設置され、これらと道路との間には幅約1.8メートルの側溝があったのであり、ボールを蹴ったとしても道路上に出ることは常態であったとはいえない。

本件事故において、Aが殊更道路に向けてボールを蹴ったなどの事情もわからぬ。

責任能力のない未成年者の親権者は、その直接的な監視下でない子の行動について、人身に危険が及ばないように注意して行動するよう日頃から指導監督する義務があると解されるが、ゴールに向けたフリーキックの練習は、上記各事実に照らすと、通常は人身に危険が及ぶような行為であるとはいえない。また、親権者の直接的な監視下でない子の行動についての日頃の指導監督は、ある程度一般的なものとなら

ざるを得ないから、通常は人身に危険が及ぶものとはみられない行為によってたまたま人身に損害を生じさせた場合は、当該行為について具体的に予見可能であるなど特別の事情が認められない限り、子に対する監督義務を尽くしていなかったとすべきではない。

Yらは、危険な行為に及ばないように日頃からAに通常のしつけをしていたというのであり、Aの本件における行為について具体的に予見可能であったなどの特別な事情があったこともうかがわれない。そうすると、Yらは、民法714条1項の監督義務者としての義務を怠らなかつたというべきである。

解 説

本件はいわゆるサッカーボール事件と呼ばれ、マスコミなどでも取り上げられた事件です。

原判決では、Yらが監督義務を尽くしたか否かについて、「子供が遊ぶ場合でも、周囲に危険を及ぼさないよう注意して遊ぶよう指導する義務があったものであり、校庭で遊ぶ以上どのような遊び方をしてもよいというものではないから、この点を理解させていなかった点で、控訴人らが監督義務を尽くさなかつたものと評価されるのはやむを得ない」と判示していました。

従前、責任能力のない子供を監督する親権者には、子供に対して生活全般にわたり指導教育する義務があるため、監督義務を尽くしていることを証明するのは極めて困難であると理解されていました。

したがって、従前ほぼ免責が認められていなかった親権者の民法714条1項に基づく責任でしたが、本判決以降免責を認める事例が更に現れるのではないかと考えられます。

ところで、本判決を踏まえて、監督義務の内容及びその履行につい